

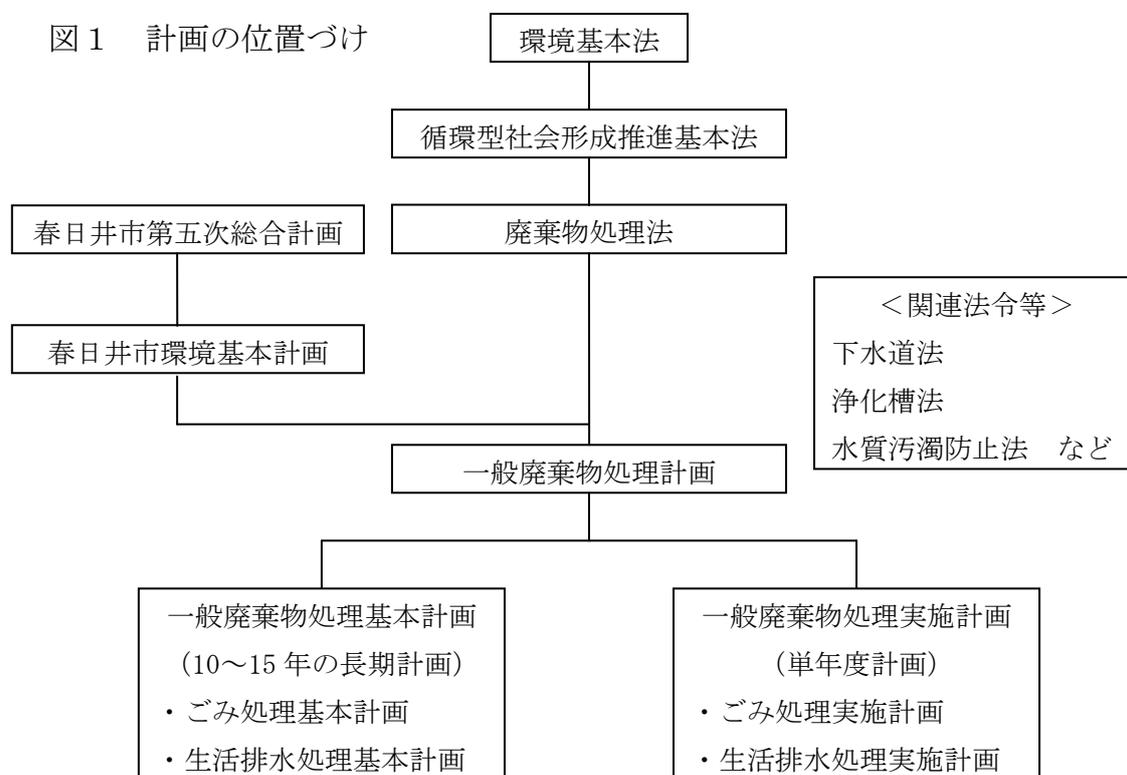
(1) 生活排水処理基本計画の改定について

ア 生活排水処理基本計画の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされています。

生活排水処理基本計画とは、環境省の策定指針に基づき、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。

生活排水処理基本計画の位置付けについては、図 1 に示すとおりです。



生活排水処理基本計画に記載する内容については、次のとおりです。

- | | |
|--------------|---------------------|
| ①基本方針（理念、目標） | ④生活排水処理基本計画 |
| ②目標年次 | （処理目標、処理施設、処理計画） |
| ③生活排水処理の現状 | ⑤その他生活排水の処理に関し必要な事項 |

（平成 2 年 10 月に環境省が示した「生活排水処理基本計画策定指針」）

イ 生活排水処理の現状

(ア) 生活排水の種類及び処理方法

本市では、公共下水道及び浄化槽により生活排水の処理をしています。

表1 <種類・処理方法>

種類		対象となる生活排水	処理施設
公共下水道		し尿、生活雑排水	高蔵寺浄化センター 勝西浄化センター 南部浄化センター
浄化槽 汚泥	合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	衛生プラント
	単独処理浄化槽	し尿	
し尿		し尿	

表2 <処理形態別人口>

年度	19	20	21	22	23
人口					
行政区域内人口	304,925	307,052	307,442	307,718	308,539
公共下水道人口	183,934	186,993	190,035	191,126	194,066
浄化槽人口	113,438	113,040	110,890	110,352	108,613
し尿汲み取り人口	7,553	7,019	6,517	6,240	5,860

(イ) 公共下水道

a 整備状況

春日井市の下水道事業は、高蔵寺ニュータウン計画に伴う高蔵寺処理区で昭和39年3月に事業認可を得て下水道整備に着手したのが始まりです。

その後、既成市街地についても、中央処理区として昭和46年3月に事業認可を得て着手しました。

昭和47年に、春日井市下水道基本計画を策定し、昭和60年に見直しを行い、計画面積5,720haを4処理区（高蔵寺処理区、中央処理区、南部処理区、篠木処理区）に分け、計画人口を365,000人としました。その後も上位計画の変更を受け、基本計画の改定を行ってきましたが、将来の人口予測や生活様式の変化などに対応するため、平成24年に下水道処理計画の改定を行い、計画面積4,687ha、計画人口273,600人としました。

現在、高蔵寺処理区1,039ha、中央処理区1,287ha、南部処理区909ha、計3,234haの事業認可を得て、整備を図っています。

b 普及状況

下水道普及率は、昭和 55 年から平成 23 年度末までの間で 26.6%から 66%と 39.4 ポイント上昇し、順調に増加しています。しかし、春日井市の事業進捗を県内平均と比較し分析した場合には、県内平均 72.9%を下回る数値となっています。平成 23 年度末現在の下水道普及率は、66%となっています。

c 春日井市下水道基本計画の改定（平成 24 年 1 月）

今回の改定は、人口減少を迎える社会的背景を踏まえ、水質保全や未整備地区の整備優先順位、浄化槽との経済比較及び環境面対策等を基に、総合的に検討を行った結果、下表のとおり、下水道計画区域面積の縮小及び計画処理人口が減少することになり、計画改定後における処理人口は行政人口の 90%、区域面積は行政面積の 51%となります。

< 計画対照表 >

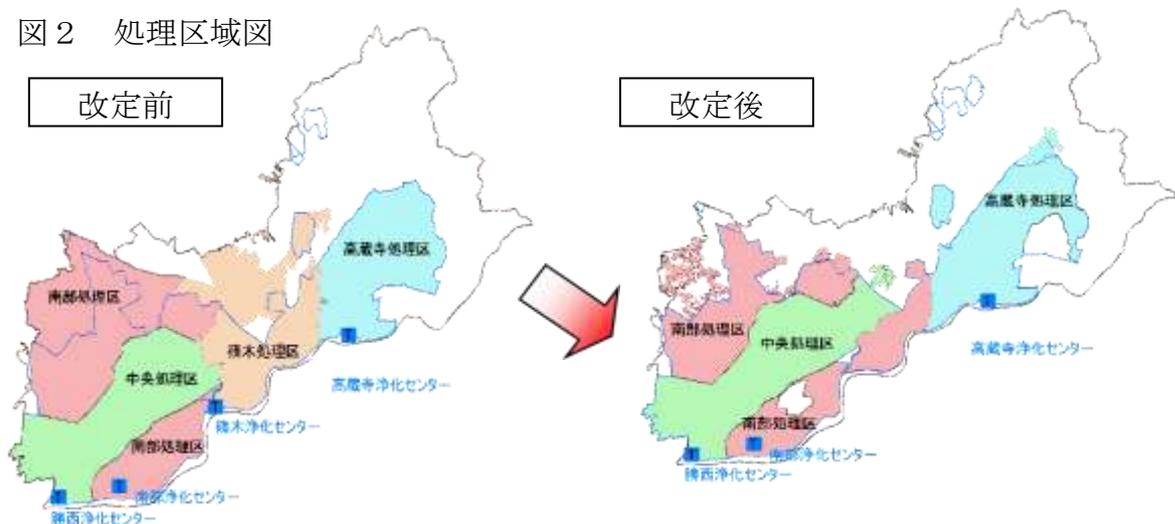
表 3-1

	目標年次	行政人口 (人)	処理人口 (人)	区域面積 (ha)	汚水量 (千 m ³ /日)	処理区	処理場
改定前	平成 27 年	322,000	300,010	5,736	約 158	4 処理区	4 処理場
改定後	平成 37 年	303,600	273,600	4,687	約 132	3 処理区	3 処理場

表 3-2

	改定前	改定後
下水道計画区域面積／行政面積	62%	51%
計画処理人口／行政人口	93%	90%

図 2 処理区域図



d 浄化センター

春日井市では、計画区域を高蔵寺、中央、南部の3処理区に分けて、汚水処理を進めています。現在、3処理区にそれぞれ高蔵寺、勝西、南部の3つの処理場が稼動し、快適な都市生活環境の確保と公共用水域の水質汚濁防止に努めています。

表4 <施設概要>

施設名	高蔵寺浄化センター	勝西浄化センター	南部浄化センター
所在地	気噴町6丁目1番地5	御幸町2丁目1番地1	松河戸町2030番地
敷地面積	406アール	241.5アール	356.8アール
下水排除方式	分流式	分流式	分流式
下水処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
放流先	一級河川庄内川水系 新繁田川	一級河川庄内川水系 八田川	一級河川庄内川水系 庄内川
供用開始年月日	昭和43年5月18日	昭和51年6月1日	平成9年3月31日

(ウ) 浄化槽・し尿

a 浄化槽の普及状況

公共下水道事業認可区域を除いた区域については、下水道計画との調整を図りながら、生活排水対策の有効な一手段である合併処理浄化槽の普及を推進しています。

現在、新築の住宅に対しては、浄化槽を設置する場合は合併処理浄化槽とすることが義務付けられており、設置補助制度により高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進しております。また、汲み取りや単独処理浄化槽を設置している世帯については、生活排水対策の必要性を認識していただくため、転換工事に対する補助金の上乗せ交付を行い、合併処理浄化槽への転換を促進しています。

表5 <浄化槽設置基数>

年度	19	20	21	22	23
合併処理浄化槽(基)	7,194	7,638	7,981	8,252	8,617
単独処理浄化槽(基)	26,707	25,757	25,465	21,742※	21,617
合計(基)	33,901	33,395	33,446	29,994	30,234

※愛知県による台帳データの見直し

b 衛生プラント

し尿及び浄化槽汚泥については、し尿・浄化槽汚泥処理施設（衛生プラント）にて処理を行っています。

表6 <施設概要>

所在地	春日井市御幸町1丁目1番地2	
供用開始	昭和63年3月	
敷地面積	9,576.33 m ²	
施設の構造 建築延面積	処理棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階 延床面積 3,781.22 m ² 水槽面積 1,673.35 m ²
	管理棟	鉄筋コンクリート造 地上2階 延床面積 437.33 m ²
	浄化槽汚泥 貯留槽	鉄骨造平屋建 延床面積 88.78 m ²
処理方式	標準脱窒素処理方式（凝沈、オゾン、砂ろ過、活性炭）	
処理能力	190kℓ/日（浄化槽汚泥 116kℓ/日 生し尿 74kℓ/日）	
放流水質	pH	5.8～8.6
	BOD	5 mg/ℓ以下
	COD	10 mg/ℓ以下
	SS	5 mg/ℓ以下
	総窒素	10 mg/ℓ以下
	総リン	1 mg/ℓ以下
	色度	20 度以下
	大腸菌群数	1,000 個/ml以下

表7 <衛生プラント搬入量の推移>

年度	3	8	13	18	23
生し尿(kℓ)	23,131	18,472	14,521	11,631	8,384
浄化槽汚泥(kℓ)	32,091	36,534	38,049	38,807	39,583
合計(kℓ)	55,222	55,006	52,570	50,438	47,967

グラフ1 衛生プラント搬入量の推移

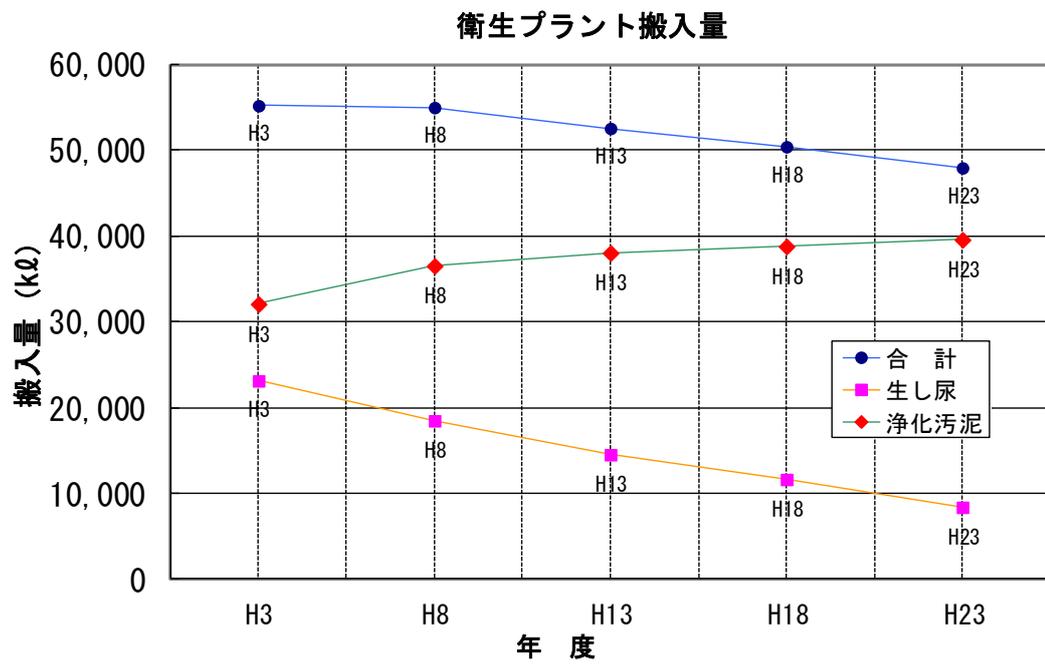


表8 <し尿搬入日量の推移>

施設処理能力 74kℓ/日

年度	3	8	13	18	23
1日当たり処理量 (kℓ/日)	63.20	50.61	39.78	31.87	22.91

グラフ2 し尿搬入日量の推移

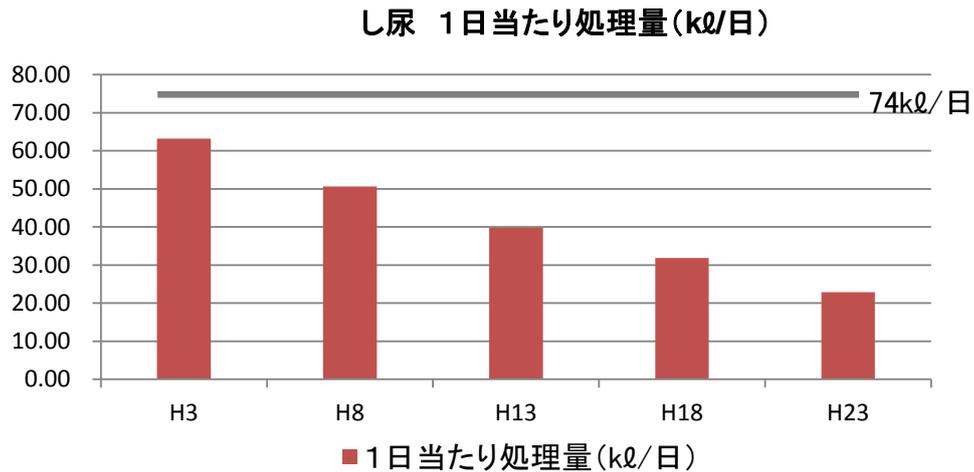
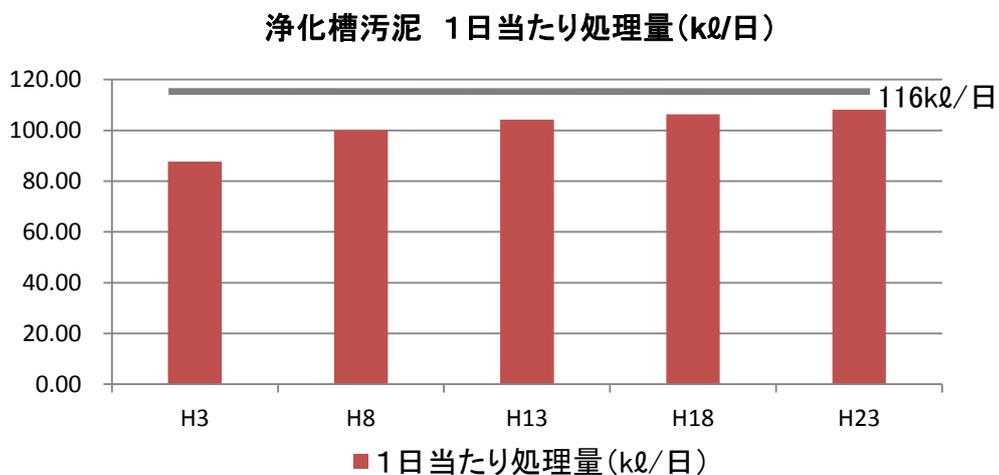


表9 <浄化槽汚泥搬入日量の推移>

施設処理能力 116kℓ/日

年度	3	8	13	18	23
1日当たり処理量 (kℓ/日)	87.68	100.09	104.24	106.32	108.15

グラフ3 浄化槽汚泥搬入日量の推移



ウ 生活排水処理の課題

(ア) 生活排水の適正処理の拡大

本市の生活排水の大半は下水道や浄化槽により適正処理がなされていますが、し尿汲み取り世帯や単独処理浄化槽を設置している世帯では、未だに生活雑排水が未処理のまま放流され、公共用水域の水質汚濁の主な原因となっています。このため、下水道普及率の向上並びに合併処理浄化槽への転換を進め、生活排水の適正処理を拡大していくことが大きな課題です。

適正処理の拡大にとどまらず、発生源対策の実施、処理施設の適正な維持管理などにより汚濁負荷物質の排出を一層削減し、さらなる水環境の保全につなげていくことも課題です。

(イ) 既存の単独処理浄化槽への対応

生活排水未処理人口の大半は、トイレを水洗化するため単独処理浄化槽を設置している世帯の人口であり、汲取り便槽によりし尿を処理している世帯ともに、台所、風呂などし尿以外の生活雑排水は未処理となっています。

この単独処理浄化槽の転換については、家屋や設備の老朽化等の問題が生じない限り、工事に係る費用負担の問題などから、公共下水道への接続や合併処理浄化槽へ転換しようとする意識が働きにくいのが現状です。

(ウ) 搬入物の性状の変化に対応した処理体制の確保

衛生プラントへの搬入物については、合併処理浄化槽の普及等に伴って油分の混入が増加するなど、その性状が変化していくことが考えられるため、このような変化に適切に対応して、処理の安定性や効率性を確保していくことが課題です。

(エ) し尿及び浄化槽汚泥処理施設の処理能力の確保と施設更新整備

春日井市衛生プラントについては、し尿の処理量は今後も減少していくものと推計されますが、浄化槽汚泥の処理量については、今後も緩やかに増加するものと推計されるため、現在の施設の処理能力（浄化槽汚泥処理116k1/日）に不足すると考えられます。

また、昭和63年4月の稼動開始後、約25年が経過し、施設の老朽化が進行していることから、施設の機能検査を行い、早急に施設更新整備計画を策定することが必要と考えられます。

エ 計画改定の必要性

環境省が策定した生活排水処理基本計画策定指針では、目標年次を原則として計画策定時より10～15年後程度とし、概ね5年ごとに、又は策定当初の諸条件に大きな変動があった場合は、計画を見直すこととしています。

こうした中、平成18年に策定した現計画は、既に5年以上の期間が経過しており、さらに、将来の生活排水の大半を処理する下水道基本計画が平成24年に改定され、下水道計画区域面積が11%、計画処理人口が3%減少し、計画策定当初の諸条件に大きな変動が生じています。

また、下水道計画区域及び計画人口の縮小は、浄化槽による生活排水処理の役割の負担増を招き、生活排水処理から生じる汚泥の適正処理も維持しなければなりません。

こうしたことから、今後の生活排水処理の推計を見直し、適正な生活排水の処理を確保するため、老朽化した施設の更新計画策定と合わせて、近い将来、現施設の浄化槽汚泥の処理能力を超える浄化槽汚泥に対応するため、応急的な施設修繕も含めた計画の早急な見直しが必要となっています。

オ 計画改定のスケジュール

平成25年5月	第1回廃棄物減量等推進審議会
平成25年7月	第2回廃棄物減量等推進審議会
平成25年8月	パブリックコメント
平成25年10月	第3回廃棄物減量等推進審議会
平成25年12月	生活排水処理基本計画改定

カ 計画改定の構成

第1章 計画改定にあたって

第2章 基本方針

第1節 基本方針

第2節 整備目標

第3節 目標年次

第3章 生活排水処理の現状

第1節 生活排水の処理体系

第2節 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の目標

第2節 生活排水処理施設

第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

第4節 住民に対する広報・啓発活動

第5章 計画の進行